

各指定児童発達支援事業所運営法人代表者  
各指定放課後等デイサービス事業所運営法人代表者 } 様  
(岐阜市所管の施設等は除く。)

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

「障害児安全安心対策事業」の所要額調査について

日頃より県の障がい福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度子ども家庭庁より、令和7年度（当初予算分）児童虐待防止対策等総合支援事業において計上されている標記事業について、本県における所要額の調査依頼がありました。

つきましては、以下の内容をご確認いただき、補助を希望される事業所は、提出期限までに障害福祉課あて電子申請フォームにてご回答ください。

なお、今後、国から対象サービスを示す実施要項が示される予定であり、今回の所要額調査は、補助金の交付を確約するものではありませんので、あらかじめご了承ください。

記

1. 事業内容

子どもの安全対策を講じるため、次に掲げる①②の事業を実施する際、備品購入等の費用について補助を行う。

(1) ICTを活用した子どもの見守り支援事業

ICTを活用した子どもの見守りサービス等の安全対策に資する機器等を導入すること。

(2) 登降園管理システム支援事業

適切な登降園管理を行うための登降園管理システムを導入すること。

2. 交付対象経費

次により算出された額の合計額

(1) ICTを活用した子どもの見守り支援事業

1 施設又は事業所あたり 200,000 円以内（補助率：4/5 事業所負担：1/5）

(2) 登降園管理システム支援事業

①端末購入を行わない場合

1 施設又は事業所あたり 200,000 円以内（補助率：4/5 事業所負担：1/5）

②端末購入を行う場合

1 施設又は事業所あたり 700,000 円以内（補助率：4/5 事業所負担：1/5）

### 3. 回答方法

以下の電子申請フォームによりご回答ください。

【 オンライン申請フォーム 】

<https://logoform.jp/form/T8mB/1040549>

※補助を希望されない事業所は提出不要です。

※岐阜市内に所在する事業所は回答対象外です。

※新規開設予定事業所も含みますが、今回の調査で希望がなかった場合、追加での希望は受付できませんのでご注意ください。

### 4. 提出期限

令和7年5月23日（金）

※期限が大変短く恐縮ですが、ご協力をお願いいたします。

#### 【留意事項】

- ・すでに購入した備品については補助対象になりません。
- ・令和8年3月31日までに購入・設置できるものが対象となります。
- ・同一敷地内に複数の事業所がある場合には、1事業所として取り扱います。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	垣 本	担 当	渡 邊
電 話	058-272-1111 内 3492		
F A X	058-278-2643		
E-mail	<a href="mailto:c11226@pref.gifu.lg.jp">c11226@pref.gifu.lg.jp</a>		